

平成31年4月25日

保護者様

海南省立東海南中学校

災害共済給付制度（スポーツ振興センター）掛金の集金について

いつも学校保健活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、本校では例年「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の掛金、保護者負担額 460円 の集金について、各学年会費より徴収させていただきます。

なお、要援護・準援護のご家庭については、市および国が負担するため、保護者の負担はありません。

給付手続きの方法

学校や通学途中のけがで、医療機関にかかったとき、給付を受けられますので手続きの方法をお知りおきください。

* 治療費5,000円以上（病院支払い額が1,500円以上）のけがが対象です。

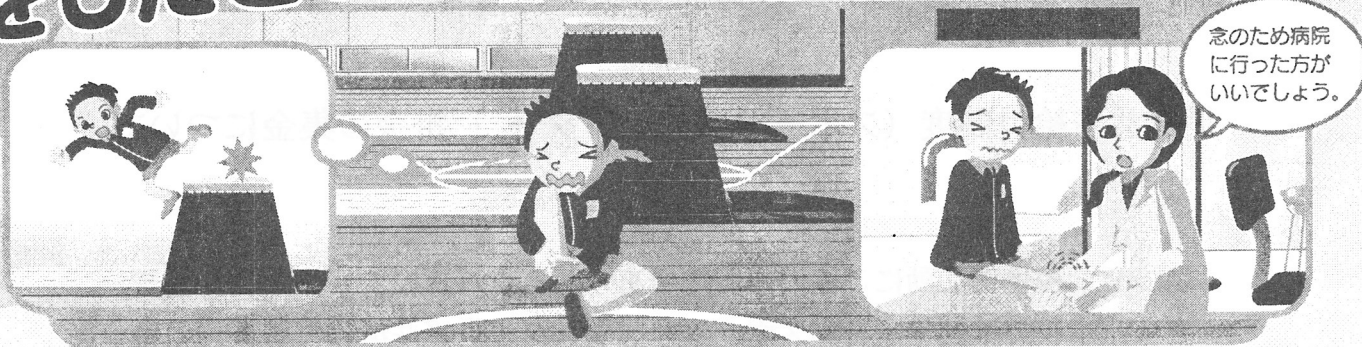
- ① すぐ学校に連絡をしてください。
- ② 学校で給付申請書類を受け取り、受診先医療機関で記入してもらってください。医療機関によっては、文書料が必要な場合がありますのでご了承ください。
- ③ 用紙を学校（保健室）に提出してください。
- ④ 給付金を学校を通じて受け取ってください。
- ⑤ 領収証を学校に提出してください。

申請してから、給付金を受給するまで約3か月かかります。

* 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校管理下での事故による災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、共済給付する制度です。

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



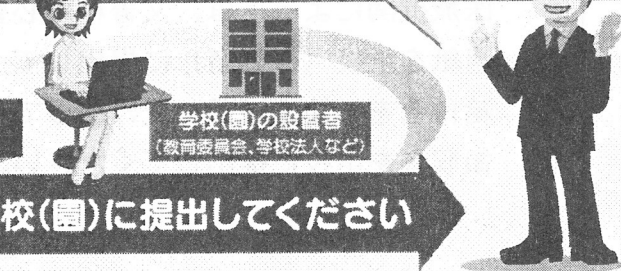
先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから

給付金が支払われます！

学校(園)で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターが内容を書査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



- *健康保険が適用される受診が対象です。
- *受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

学校・幼稚園・保育所・子ども園でケガをしたときは、
子ども医療費受給資格証等は使用しないでください。

お子さまが学校等（学校等での生活や通学の途中など）でケガをし、病院を受診された場合は、医療費受給資格証（子ども、ひとり親家庭等）は使用しないでください。一旦、自己負担分をお支払いただき、日本スポーツ振興センター（※）へ治療費を申請してください。

（※）保護者の皆様に加入していただいている日本スポーツ振興センターが運営する「災害共済給付制度」により、後日、窓口自己負担額に加えて小・中学生は医療費総額の1割、未就学児は2割が支給されます。

学校等でケガをした場合

診療時に、自己負担分（小・中学生は3割、未就学児は2割）をお支払ください。ただし、学校でのケガで、病院で受診された場合でも、医療費総額が5,000円未満（自己負担額が小・中学生は1,500円未満、未就学児は1,000円未満）のときは、災害共済給付制度の給付対象とはなりませんので、医療費受給資格証をご使用ください。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の申請手続きを、各学校等にご相談ください。

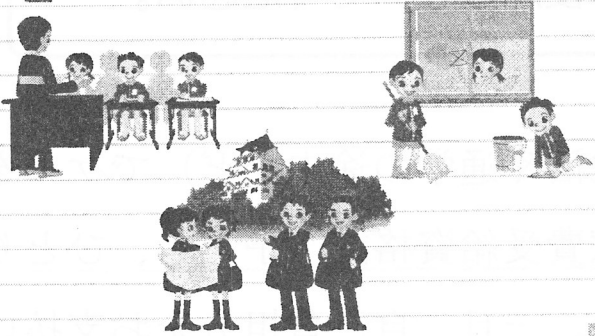
◎日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象にならなかった場合は、市役所子育て推進課、行政局及び各支所・出張所で払い戻しの手続きを行ってください。

海南市子育て推進課児童係（電話073-483-8430）

学校の管理下って？

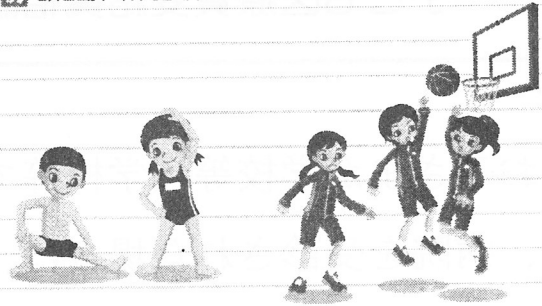
1 授業中（保育中を含む）

例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など



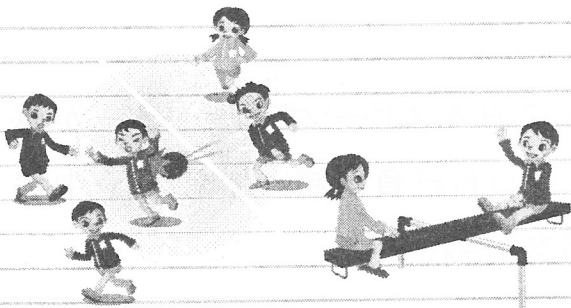
2 学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など



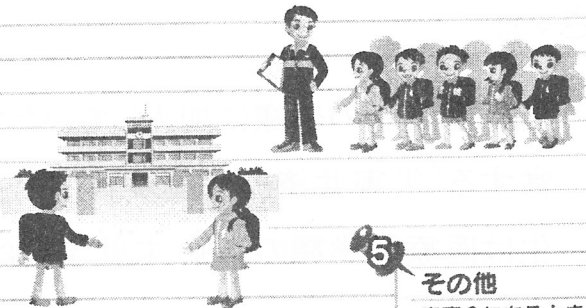
3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

例 始業前、業間休み、昼休み、放課後



4 通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中



5 その他
寄宿舎にあるとき

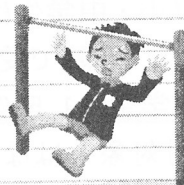
こんなときに給付金をお支払いします



授業中にはさみで指を切る



遠足で虫に刺される



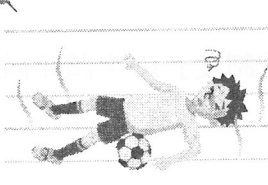
休憩時間に鉄棒から落下



通学中に自転車で転倒



休憩時間に階段から滑って転倒



部活動中の熱中症



学校給食などによる食中毒



部活動試合中の転倒

障害 負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死亡 学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>